

# CO-OP 海外の旅 お申込みのみなさまへ

旅行条件 ●お申込みの際には、この旅行条件を必ずお読みください。

このパンフレット掲載の各旅行のお申込みは下記の条件によりお受けいたします。

## 1 旅行契約

- このパンフレット掲載の各旅行は、全国大学生生活協同組合連合会(以下、「当会」という)または各旅行日程に表示した旅行会社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当会または該当の旅行会社(以下、「当会」という)と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット・各社旅行条件書・出発前にお渡しする最終旅行日程表、および該当旅行会社の募集型企画旅行契約約款によります。

## 2 お申込み

- お申込みは下記の3つの方法のいずれかでお受けします。
  - 海外旅行取扱生協店舗(以下、「生協店舗」といいます)でのお申込み
  - お電話でのお申込み(※生協店舗によっては、電話でのお申込みをお受けしていない場合もございます)
  - 旅行説明会でのお申込みくわしくはパンフレットの説明、注意事項をご確認ください。
- 旅行契約の成立は、当会が旅行契約の締結を承諾し、生協店舗が申込金(1万円以上)を受領した時点とします。
- ガイドブック「出発まで」を必ずお受け取りください。※お申し込みの際、必ず募集型企画旅行条件書、または、募集型企画旅行契約約款をお受け取りください。

## 3 お申込み条件

- 18歳未満の方は保護者の同行または同意書の提出を条件といたします。
- 70才以上の方、妊婦の方の参加はその旨をお知らせいただき、健康診断書の提出をお願いします。場合によってはお申し込みをお断りすることもあります。
- 身体障害者、血圧異常等の慢性疾患をお持ちの方、あるいは現在健康を害しておられる方はその旨をお申し出ください。慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方は医師の健康診断書を提出していただきます。この場合、団体行動に支障をきたすと当会が判断する場合はお申し込みをお断りさせていただきます。また、同僚者の同行を条件とする場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当会が判断する場合は、旅行の円滑な実施を妨げるため必要の措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当会が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- その他当会の業務上のご都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。
- 各旅行により特別の条件がつく場合がありますので、該当の旅行掲載ページをご覧ください。
- 原則として大学生協の組合員を対象としております。ただし特定旅行層を対象とした旅行あるいは、特定の旅行目的を有する旅行については年齢、資格、技能その他の条件が当会からの指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

## 4 契約書面の交付

生協店舗は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当会からの責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)を交付いたします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等によります。

## 5 確定書面(最終旅行日程表)

確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終旅行日程表)を速くとも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。(原則として旅行開始日の10日前～7日前にはお渡しするよう努力いたしますが、年末年始やゴールデンウィーク、大学・学校等の夏休み・春休み期間等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。)ただし旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行の申込みがなされた場合には出発当日までにお渡しいたします。お渡し方法には、郵送を含みます。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

## 6 渡航手続き

1. 渡航に必要な書類等(パスポート、ビザ、予防接種証明書など)はご自身の責任で取揃えてください。すでにお持ちの方も有効期間間などにご注意ください。特に外国籍の方は事前に必要な書類(パスポート、各国ビザ、日本の再入国許可書など)をご用意ください。

## 7 旅行代金のお支払い

- 旅行代金から申込み金を差し引いた残額を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日より前までにお申込みの生協店舗が確認出来るようお支払いください。
- クレジットカードによる支払いも旅行開始日の31日前までにお申込み窓口にて所定の手続きを行ってください。
- トラベルローン利用の場合は「ローン申込書」にて直ちに手続きをしてください。ローンの利用は旅行開始日の1ヵ月前で締め切らせていただきます。

## 8 旅行代金

- 旅行代金は、13の「取消料」、及び20の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。このパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。
- このパンフレット掲載の各旅行の旅行代金は、2022年10月1日現在を基準としております。
- 幼児(2才未満)および小児(2才以上12才未満)を同伴する場合旅行代金が増える場合がありますのでお問い合わせください。
- 利用する運送機関の運賃、料金の変更が生じた場合は、旅行申込以後であっても旅行代金が増える場合があります。この場合には旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以内にお客様にその旨を通知します。
- 天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、日本または外国の官公署の命令、その他当会からの管理できない事由により、旅行内容に変更が生じた場合、その範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

## 9 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃(コースにより等級が異なります。また、明示されていない場合は、エコノミークラス席利用となります。)
- 運送機関が課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件下に限りあらゆるお客様に一律に課されるものに限る)
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭～宿泊場所)
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- 旅行日程に明示した食事の料金・税・サービス料
- 日本国外の空港税、港務税、出国税およびこれに類する諸税
- 手荷物の運搬料金  
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や団体によって異なりますので、詳しくは係員におたずねください。)
- 団体行動中の心付(チップ)
- 添乗員付コースの添乗員の同行費用  
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払戻しはいたしません。

## 10 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- 超過手荷物料金(規程の重量・容量・個数を超える分について)
  - クリーニング代・電報電話料・ホテルのボーイ・メード等に対するチップその他の追加飲食等個人的な諸費用及びそれに伴う税・サービス料
  - 渡航手続き関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続き取扱料)
  - お客様のご希望によりお一人部屋を使用される場合の追加代金
  - 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
  - 国際観光旅費
  - 日本国内の空港施設使用料・旅客保安サービス料
  - 日本国内における出発空港までの交通費及び宿泊費並びに到着空港からの交通費及び宿泊費
  - おみやげ品及び持込品にかかる税等
  - 傷害・疾病等に関する医療費
  - その他パンフレットの中で「○○料金」と称するもの。視察先へのドネーション(寄付金)等旅行代金以外の料金

## 11 旅行契約内容の変更

旅行日程は発表時においては予定です。天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、外国の官公署の命令、その他当会からの管理できない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に理由を説明します。

## 12 旅行契約の解除・払い戻し

- 旅行開始前  
ア. お客様の解除権  
1. お客様はいつでも次に定める取消料を支払って旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、生協店舗の営業時間内にお受けします。  
2. 申込後の変更及びローン不許可による取消も同様の扱いとなります。  
3. 取消料の算定は総て出発日を基準といたします。帰路便選択コースの場合は、帰路便のみの変更も同様です。  
4. お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。
  - 当初の旅行内容に重要な変更があったとき。ただし、その変更が欠員(変更後償金)の表A左欄に掲げるもの、その他重要なものであるときにかぎります。
  - 前記旅行代金の項3に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - 天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、日本または外国の官公署の命令、その他当会からの管理できない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となるおそれ極めて大きいとき。
  - 当会からの責任に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
  - 当会が定めた期日までに旅行日程、運送もしくは宿泊機関の確定状況を記載した書面を交付しなかったとき。

5. 当会らは本項の1.により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻をいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項の4.により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻いたします。

## 6. 取消料の方法

- お申込みになった生協店舗にお申し出になり所定の用紙に記入し提出してください。
- 当会らによる旅行契約の解除  
次の場合に当会らは理由を説明して旅行契約の解除をすることがあります。
  - お客様が当会ら所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当会らは旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
  - お客様があらかじめ明示した性別・年齢・資格・技術その他旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - お客様が病気・その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - お客様の数がパンフレットに掲載した最少催行人数に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日、ピーク時には33日目に当たる日より前に旅行中止の通知をいたします。
  - 天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、日本または外国の官公署の命令その他当会からの管理できない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- 当会らは本項の1.により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻いたします。  
\* [ご注意] 海外旅行保険を申込み済みの方は、忘れずに保険の申し込みまで保険の解約の連絡をしてください。
- (2) 旅行開始後の解除・払戻し  
ア. お客様の解除・払戻し

1. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
2. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当会らは旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻いたします。ただしその事由が当会らの責に帰さない場合は、お客様がもたにその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当会らが当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

## イ. 当会らによる解除・払戻し

1. 旅行開始後であっても、当会らは次に掲げる場合においては旅行契約を解除することがあります。
  - お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
  - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - 天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、日本または外国の官公署の命令その他当会からの管理できない事由により旅行の継続が不可能になったとき。
2. 解除の効果及び払戻し  
本項の1.により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されるものとします。当会らは旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当会らが当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料及び違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

## 13 取消料

お客様による取消の場合

契約解除の日	a「特定日」に旅行を開始する旅行	b「特定日以外」に旅行を開始する旅行
旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に31日目に当たる日まで	旅行代金の10%	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日以降旅行開始日まで	旅行代金の50%	
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%	

※参加者の任意で旅行サービスの一部を受領しなかった時または途中離団された場合は、参加者の権利放棄となり、一切の払戻しをいたしません。  
※「特定日」とは12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、及び、7月20日から8月31日までをいいます。

## 海外旅行保険の おすすめ

募集型企画旅行契約約款特別補償規定により、当会らは、お客様が被られた損害については一定の範囲で補償させていただきますが、傷害・疾病治療費については、補償いたしません。訪問先の国情などにより不測の事態が生じた際、十分な補償が得られない場合もあります。安心して楽しい旅行ができるためにもお客様ご自身及び携行品等には必ず保険をかけられますことをおすすめいたします。

## 14 変更

### お客様の変更の場合

コースや日程、出発・帰着地の変更をされる場合は一旦、お申込みになっている旅行を取消しの上、新たなコースや日程にお申込みいただきます。尚、取消しのお申出日が旅行開始日の前日より起算してさかのぼって30日目(ピーク時に旅行開始日の場合は40日目)にあたる日以降の場合は前記の取消料がかかります。

## 15 添乗員等

- 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示しております。
- 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員の同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。(但し、コースによっては添乗員、現地係員とも付かないものもあります。詳しくはパンフレットでお確かめください。)
- お客様は旅行を円滑に実施するために当会ら及び添乗員等の指示に従っていただきます。
- 添乗員が同行しない旅行においては、現地における各社の連絡先を最終日程表等に明示します。
- 添乗員等の業務は原則として8時から20時までとします。

## 16 募集型企画旅行会社の責任

- 当会らは募集型企画旅行契約の履行にあたって、当会らまたは手配を代行させる者(以下「手配代行」という)の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して、2年以内に当会らに対して通知があったことに限ります。
- お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合においては、当会らは本項1.の責任を負いません。
  - ア.天災地変、戦乱、暴動またはこれらを生じさせる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - イ.運送・宿泊機関等の事故もしくは火災またはこれらを生じさせる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ウ.日本または外国官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - エ.自由行動中の事故
  - オ.食中毒
  - カ.盗難
  - キ.運輸機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞滞在時間の短縮
- 手荷物について生じた本項1.の損害については、損害発生の日から起算して21日以内に当会らに対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。但し、損害額の如何にかかわらず当会らが行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当会らに故意または重大な過失がある場合を除きます)といたします。

## 17 特別補償

- 当会らは前項の当会らの責任が生じるか否を問わず、募集型企画旅行契約約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体または手荷目に被られた一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。
- お客様が募集型企画旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスクイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、前項の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 当会らが本項1.に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 18 お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当会らの募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当会らが損害を受けた場合は、当会らはお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当会らから提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当会ら、当会らの手配代行業者または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 19 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2022年10月1日を基準としております。また、旅行代金は、2022年10月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

※法令により公共施設やレストラン等での喫煙が禁止されている国があります。  
※日程表に明示された食事は個人用のオーダーされた飲み物(酒類、ミネラルウォーター、ソフトドリンク)の料金は含まれておりません。

## 20 旅程保証

- 当会らは、以下(表A)の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスを行なっているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことに由来するものは除きます)が生じた場合は、旅行代金に発生した額に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了の日翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当会らに「募集型企画旅行会社の責任」第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
  - イ.天災地変
  - ロ.戦乱
  - ハ.暴動
  - ニ.官公署の命令
  - ホ.運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ホ.当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト.旅行参加者の生命または身体的安全確保のために必要な措置
- ブ.「旅行契約の解除・払い戻し」の項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、変更補償金を支払いません。
- 2.当会らが支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもとに限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当会らは変更補償金を支払いません。
- 3.当会らが、本項1.の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当会らに「募集型企画旅行会社の責任」第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかとなった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当会らに返還しなければなりません。この場合、当会らは、同項の規定に基づき当会らが支払うべき損害賠償額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- 4.当会らは、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

(表A)変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地的変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の変更または名称の変更	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル欄に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1.「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合を言い、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日当日以降、旅行者に通知した場合を指します。  
注2.確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスとの間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。  
注3.第3号または第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合は、1泊につき1件として取り扱います。  
注4.第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
注5.第4号または第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。  
注6.第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第9号によります。

## 21 その他

- お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。

- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 日程・着地地・使用する運輸機関・宿泊施設など、最終出発案内は別途書面でご定めた日までにお客様に連絡いたします。
- 日程等の変更からお客様が参加を取消す場合はすでに収受した旅行代金の返済のみにかえさせていただきます。
- 当会らは、旅行申込の際にお申込書にご記入いただいたお客様の個人情報(氏名、住所、電話番号など)について、お客様との間の連絡、お申し込みいただいたご旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

## ■個人情報の取扱について

- 事業所の名称  
全国大学生生活協同組合連合会(以下、「当会」といいます。)
- 個人情報保護管理者  
当会 管理部 部長
- 個人情報の利用目的  
当会又は当会の受託営業所(以下、「当会ら」といいます。))は、お預かりした個人情報を、お客様への連絡およびお客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きにご利用します。また、当会らは、①当会ら及び当会らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成、に利用する場合があります。
- 個人情報の第三者提供について  
当会らは、他の旅行手配会社、交通機関、宿泊先など、お客様が希望される旅行に必要な手配先(外国にあるものを含む)に対して、手配に必要な項目の個人情報を提供します。なお、旅行先でのお買物等の便宜のため、お客様の個人情報を土産物店等に提供する場合もあります。その場合、お客様の氏名、パスポート番号、及び搭乗する航空便名等に係る個人情報を予め電子的方法等で送付することによって提供します。なお、これらの業者への個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込みの店舗へ出発前までにお申し出ください。当会らは、当会らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなど、お客様への連絡にあたり必要とする最小限の範囲のものについて、当会に加盟する生協へ提供する場合があります。当会に加盟する生協は、お客様が所属する生協の営業案内、催し物の案内、ご購入いただいた商品の発送、また、お客様の申込みの簡素化のために個人データを利用する場合があります。また、事件事故対応の目的等により、法令に基づく要請があった際にも、第三者提供を行う場合があります。
- 個人情報の委託について  
個人情報の取扱いは外部に委託する場合は、当会が規定する個人情報管理基準を満たす事業者を選定して委託を行い、適切な取扱いが行われるよう監督します。
- 取得した個人情報の開示等及びお問合せ窓口  
ご本人からの求めにより、当会がその申込書により取得した個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止の消去(「開示等」といいます。))に応じます。開示等に応じる窓口は、全国大学生生活協同ホームページ「お問合せフォーム」(https://secure.univcoop.or.jp/form/index.html)です。
- 申込書等の個人情報のご記入は任意ですが、ご記入に不足がございませうと、ご希望のお申込みへの対応ができない場合がございますので、予めご了承ください。

## ■渡航手続について

渡航に必要なパスポート(旅券)、ビザ(査証)などはご自身の責任で取り揃えてください。パスポートの残存有効期間は各コース毎のご案内をご確認ください。  
(日本国籍の方・2022年10月1日現在)  
予告なく変更になる場合がありますので、最新情報を旅行お申込窓口へご確認ください。  
また、目的国への必要残存期間を満たしていても、航空便の乗継ぎルートによっては、他の国の必要残存期間を要される場合がありますので、ご注意ください。  
目安として、お持ちのパスポートの残存期間が6か月を切る場合は、切替申請をおすすめします。  
日本国籍以外の方は訪問国の大使館・領事館へご確認ください。

## ■無手配日について

日程表において、募集型企画旅行会社の手配による旅行サービスの提供が一切行なわれないうかが明示された日を「無手配日」といいます。とくに明示しない限り、募集型企画旅行会社は無手配日の期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金・見舞金を支払いません。(帰国日を延長するコースの離国後の無手配日についても上記と同様とさせていただきます)

●条件に関してのお問い合わせがございましたら、お申込み生協店舗にお問い合わせください。

渡航先(国または地域)によっては外務省渡航情報など安全関係の情報や衛生情報が出されている場合があります。

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>  
厚生労働省検疫所ホームページ <http://www.forth.go.jp>

## 各地空港から成田・関空・名古屋発着コースにお申込みの皆様へ

- 各地空港/成田または羽田間の国内線航空機・または各地空港/関空または伊丹間または各地空港/中部間の国内線航空機はお申込みいただいた日から手配を開始します。
- 国内線の予約は、混雑時に予約が取れないこともありますがその場合は、すでに収受した代金の返金のみにかえさせていただきます。
- 航空機の遅延、乗り継ぎ不可能な時、国内線の座席を確保できない時などにおける宿泊費、交通費などはお客様のご負担となります。
- 航空機以外の交通機関を利用した時の費用は、お客様のご負担となります。
- 国内線航空機運賃の払戻しはできません。
- 羽田/伊丹経由となった場合の羽田〜成田/伊丹〜関空間の交通費はお客様のご負担となります。
- 航空機の発着時間・到着時間の関係で生じる「前泊・後泊」の宿泊費、および交通費などはお客様のご負担となります。

●このパンフレット掲載の各コースは全国大学生生活協同組合連合会に加盟の大学生協組合員及びその家族の皆様のために企画されております。